

## 令和3年竹田市農業委員会第10回総会議事録

1. 日 時 令和3年10月6日(水) 午後2時00分～午後2時45分

2. 場 所 竹田市役所 3階委員会室

3. 出席委員 13名

1番 後藤 善徳 2番 山村 徹 3番 長野 幸生 4番 和田 京子 5番 佐藤 隆幸  
6番 佐藤 博一 7番 首藤 徳子 8番 工藤 一美 9番 本郷 敦子 10番 麻生 章治  
11番 工藤 明秀 12番 釘宮 恒憲 13番 森 哲秀

4. 欠席委員 0名

5. 農業委員会事務局職員

事務局長：衛藤和恵、次長：佐藤俊郎、管理係長：佐藤正子、農地係長：工藤裕崇  
農政課職員  
農業振興係長：井出剛

6. 議事

議案第67号 農用地利用集積計画の承認について～農地中間管理事業分	6件
議案第68号 農用地利用配分計画案に対する農業委員会の意見について	6件
議案第69号 農用地利用集積計画の承認について	1件
議案第70号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について	8件
議案第71号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について	1件
議案第72号 非農地証明について	5件
議案第73号 空き家に付随した農地の指定申請について	1件

会長

あいさつ

局長

ただいまの出席委員数は13人で、定足数に達しています。

議長

ただいまから、令和3年竹田市農業委員会第10回総会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配布してあります日程表により運営いたしますので、ご了承願います。

それでは、審議にはいります前に、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は7番首藤徳子委

員、8番工藤一美委員の両名を指名いたします。

議長

報告事項について事務局より報告をお願いします。

事務局

報告第19号について報告を申し上げます。

農地法第18条第6項の規定による、農地の合意解約の通知が6件ありましたので報告します。

なお1番の案件は、議案第69号農用地利用集積計画の承認に関連し合意解約するものです。3番、4番、5番、6番の案件は、議案第70号農地法第3条第1項の規定による許可申請に関連し合意解約するものです。

続きまして、報告第20号について報告を申し上げます。

農地法第18条第6項の規定による農地の合意解約の通知、中間管理事業分が2件ありましたので報告します。

続きまして、報告第21号について報告を申し上げます。

農地法第3条の3第1項の規定により、相続による所有権を取得したとの届出が4件ありましたので、報告します。

議長

報告事項について、質問等ありませんか。

(なしの声あり)

議長

無いようですので、これで報告事項は終了いたします。

議長

次に、議案の上程を行います。

議案第67号 農用地利用集積計画の承認について、農地中間管理事業分、6件

議案第68号 農用地利用配分計画案に対する農業委員会の意見について、6件

議案第69号 農用地利用集積計画の承認について、1件

議案第70号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、8件

議案第71号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、1件

議案第72号 非農地証明について、5件

議案第73号 空き家に付随した農地の指定申請について、1件

以上、28件を本日の議案として提案いたします。

議長

議案第67号農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。  
議案の説明を事業担当課の農政課に求めます。

農政課

議案第67号は、農地中間管理事業により、土地所有者から大分県農業農村振興公社へ権利の設定を行うもの  
あります。

1番、5番の案件は、10年間の賃貸借による権利の設定を行うものです。

2番、3番、6番の案件は、5年2カ月間の使用貸借による権利の設定を行うものです。

4番の案件は、10年2カ月間の賃貸借による権利の設定を行うものです。

議長

ただいま議案第67号について、担当課から説明がありましたが、ご意見、ご質疑はございませんか。

(なしの声あり)

議長

無いようですので質疑を終結いたします。

議案第67号について、これを承認することにご異議のない方は挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議ないものと認めます。

よって議案第67号農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の承認については、これを承認すること  
に決定します。

議長

続いて議案第68号農用地利用配分計画案に対する農業委員会の意見についてを議題といたします。

なお、議案第68号は分割して質疑、採決を行います。

議長

最初に、議案第68号の2番、3番、6番ですが、○番○○○○委員は議事参与の制限により一時退席をお  
願いします。

議長

議案の説明を事業担当課の農政課に求めます。

農政課

議案第68号の農用地利用配分計画案は、先程議案第67号で承認いただいた案件について、農地中間管  
理事業による賃貸借及び使用貸借による権利の設定を、大分県農業農村振興公社から借受人へ行うものです。

農政課

議案第68号の2番、3番、6番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇です。

選定理由は「人・農地プランの中心的担い手としてマッチングした結果。地域内で調整済み」です。

議長

ただいま議案第68号の2番、3番、6番について担当課による説明がありましたが、ご意見、ご質疑はございませんか。

(なしの声あり)

議長

無いようですので質疑を終結いたします。

議案第68号の2番、3番、6番について、これを承認することにご異議のない方は挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議ないものと認めます。

よって議案第68号の2番、3番、6番、農用地利用配分計画案に対する農業委員会の意見については、これを承認することに決定します。

議長

〇番、〇〇〇〇委員はご着席下さい。

議長

続いて議案第68号の1番、4番、5番について説明をお願いします。

農政課

1番の借受人は、認定農業者である〇〇〇〇です。

選定理由は「借受者は、当該地域の人・農地プランの中心的経営体として位置づけられており、地域内で調整済み」です。

4番の借受人は、認定農業者である〇〇〇〇です。

選定理由は、「同法人は、人・農地プランの中心的な経営体として位置づけられており、地域内の担い手としてマッチングした結果」です。

5番の借受人は、認定農業者である〇〇〇〇です。

選定理由は「人・農地プランの中心的担い手としてマッチングした結果」です。

議長

ただいま議案第68号の1番、4番、5番について担当課による説明がありましたが、ご意見、ご質疑はご

ございませんか。

(なしの声あり)

議長

無いようですので質疑を終結いたします。

議案第68号の1番、4番、5番について、これを承認することにご異議のない方は挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議なしと認めます。

よって議案第68号の1番、4番、5番、農用地利用配分計画案に対する農業委員会の意見については、これを承認することに決定します。

ここで休憩いたします。農政課の井出係長は退席してください。ありがとうございました。

(14時10分)

議長

再開します。

議長

議案第69号農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。

議案の説明を事務局に求めます。

事務局

1番の借り手は認定農業者である〇〇〇〇です。5年間の賃貸借、新規設定です。

この案件について、現地調査した農地利用最適化推進委員から、借り手は農業経営に必要な要件をすべて満たしており、問題ないと報告を頂いています。

議長

ただいま事務局による説明がありましたが、ご意見、ご質疑はございませんか。

(なしの声あり)

議長

無いようですので質疑を終結いたします。

議案第69号について、これを承認することにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議ないものと認めます。

よって議案第69号の、農用地利用集積計画の承認については、これを承認することに決定します。

議長

続いて議案第70号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

1番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第70号の1番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ、申請地の竹田市大字片ヶ瀬字市〇〇〇番外1筆、畑2筆、合計面積1,003平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は、28,647平方メートルで、下限面積要件を充たします。

議長

4番、和田京子委員に調査報告をお願いします。

4番 和田京子委員

議案第70号の1番の調査報告をいたします。

譲受人の労力は2名です。農機具は、トラクター3台、耕うん機2台、田植機1台を所有しており、野菜中心の農家で、農地全部の効率的な利用と農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われま

よって許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて2番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第70号の2番と3番は農地の交換です。

2番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ、申請地の竹田市大字会々字千引〇〇〇〇番、畑1筆、面積466平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は、14,253平方メートルであり下限面積要件を充たします。

議長

10番、麻生章治委員に調査報告をお願いします。

10番 麻生章治委員

議案第70号の2番の調査報告をいたします。

譲受人の労力は1名です。農機具は、耕うん機1台、その他としまして草刈り機モアを所有しており、稲作中心の農家で農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地

の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われま

よって許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えま

こちらに書いておりますように、2と3、所有権移転であります。交換という事で十数年前から交換して使用はしておったんですが、元気なうちに手続きを済ませておこうという事で今回申請に上がっております。

議長

続いて3番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第70号の3番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ、申請地の竹田市大字会々字千引〇〇〇番、畑1筆、面積624平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は、21,917.28平方メートルであり下限面積要件を充たします。

議長

10番、麻生章治委員に調査報告をお願いします。

10番 麻生章治委員

議案第70号の3番の調査報告をいたします。

譲受人の労力は3名です。農機具は、トラクター2台、田植機1台、コンバイン1台を所有しており、稲作、野菜中心の農家で農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われま

よって許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えま

議長

続いて4番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第70号の4番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ、申請地の竹田市大字戸上字政所〇〇〇番、畑1筆、面積1,155平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は、19,992.02平方メートルで、下限面積要件を充たします。

議長

3番、長野幸生委員に調査報告をお願いします。

3番 長野幸生委員

議案第70号の4番の調査報告をいたします。

譲受人の労力は2名です。農機具は、トラクター3台、田植機1台、コンバイン1台を所有しており、野菜中心の農家で、農地全部の効率的な利用と農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われま

よって許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて5番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第70号の5番の案件は親子間の贈与です。譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ、申請地の竹田市大字菅生字上菅生〇〇〇〇番外8筆、田5筆、畑4筆、合計面積24,476平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は、申請地を含め44,376平方メートルであり、下限面積要件を充たします。

議長

3番、長野幸生委員に調査報告をお願いします。

3番 長野幸生委員

議案第70号の5番の調査報告をいたします。

譲受人の労力は2名です。農機具は、トラクター4台、耕うん機2台、田植機1台を所有しており、野菜を中心とした農家であり、農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。

この農家は、最近県が一番言っています白ネギを、この面積全部に植えているそうです。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われま

よって許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて6番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第70号の6番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ、申請地の竹田市久住町大字白丹字寺原〇〇〇〇番外5筆、田5筆、畑1筆、合計面積6,772平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は、56,454平方メートルであり下限面積要件を充たします。

議長

5番、佐藤隆幸委員に調査報告をお願いします。

5番 佐藤隆幸委員

議案第70号の6番の調査報告をいたします。

譲受人の労力は2名です。農機具は、トラクター2台所有しており、水稻・野菜中心の農家で、農地全部の効率的な利用と農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われま

す。よって許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて7番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第70号の7番の案件は、譲渡人〇〇〇〇氏から譲受人〇〇〇〇へ、申請地の竹田市久住町大字白丹字寺原〇〇〇〇番、畑1筆、面積1,165平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は、15,618平方メートルで、下限面積要件を充たします。

議長

5番、佐藤隆幸委員に調査報告をお願いします。

5番 佐藤隆幸委員

議案第70号の7番の調査報告をいたします。

譲受人の労力は2名です。農機具は、トラクター2台、田植機1台を所有しており、稲作並びに畜産経営中心の農家で、農地全部の効率的な利用と農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われま

す。よって許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

ここはご覧のとおり、家の近所の土地です。申請地にロール等置いています。

議長

続いて8番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第70号の8番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ、申請地の竹田市久住町大字栢木字柚木〇〇〇〇番外1筆、田2筆、合計面積6,099平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は、21,060平方メートルであり、下限面積要件を充たします。

議長

12番、釘宮恒憲委員に調査報告をお願いします。

12番 釘宮恒憲委員

議案第70号の8番の調査報告をいたします。



議案第71号の1番の調査報告をいたします。

現地確認の結果、周辺農地への日照等に支障を及ぼすおそれがなく、計画を実施できることが確実と認められるため、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

ただいま議案第71号について、担当委員による報告がありましたが、ご意見、ご質疑はありませんか。  
(なしの声あり)

議長

無いようですので質疑を終結いたします。

議案第71号について、許可することにご異議ない方は挙手をお願いします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議ないものと認めます。

よって議案第71号、農地法第5条第1項の規定による許可申請については、これを許可することに決定します。

議長

続いて議案第72号非農地証明について、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しない旨の証明願が提出されましたので、証明書を発行してよいか意見を求めます。

1番の案件について事務局に説明を求めます。

事務局

議案第72号の1番の案件は、申請者〇〇〇〇が所有する竹田市大字太田字千寿寺〇〇〇〇番外6筆、登記地目田4筆、畑3筆、合計面積7,935平方メートルです。当該地は、平成20年に亡くなった父が耕作していましたが、昭和40年頃から管理できなくなり、現況は山林・原野となっています。顛末書が添付されています。

議長

6番、佐藤博一委員に調査報告をお願いします。

6番 佐藤博一委員

1番の案件の調査報告を致します。

現地確認の結果、現状は山林・原野となっております。現状からみて農地への復旧が困難と思われます。

よって非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

続いて2番の案件について事務局に説明を求めます。

事務局

議案第72号の2番の案件は、申請者〇〇〇〇が所有する申請地竹田市大字菅生字神田〇〇〇〇番1外2筆、登記地目田3筆、合計面積319平方メートルです。当該地は平成2年の災害と、その後建設された砂防ダムの影響で荒廃し、現況は山林となっています。始末書が添付されています。

議長

2番、山村徹委員に調査報告をお願いします。

2番 山村徹委員

2番の案件の調査報告を致します。

現地確認の結果、現状は山林となっております。現状からみて農地への復旧が困難と思われます。

よって非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

続いて3番の案件について事務局に説明を求めます。

事務局

議案第72号の3番の案件は、申請者〇〇〇〇が所有する申請地竹田市久住町大字栢木字水毛〇〇〇〇番外6筆、登記地目田6筆、畑1筆、合計面積3,153平方メートルです。当該地は、1人で農業をしていた母が昭和56年頃に倒れてから管理ができなくなり、現況は原野となっています。始末書が添付されています。

議長

7番首藤徳子委員に調査報告をお願いします。

7番 首藤徳子委員

3番の案件の調査報告を致します。

現地確認の結果、現状は原野となっております。現状からみて農地への復旧が困難と思われます。

よって非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

続いて4番の案件について事務局に説明を求めます。

事務局

議案第72号の4番の案件は、申請者〇〇〇〇が所有する、申請地竹田市久住町大字有氏字山水〇〇〇〇番、登記地目畑1筆、面積955平方メートルです。当該地は獣害がひどい農地であり、昭和61年頃クスギを植林し、現況は山林となっています。始末書が添付されています。

議長

8番、工藤一美委員に調査報告をお願いします。

8番 工藤一美委員

4番の案件の調査報告を致します。

現地確認の結果、現状は山林となっております。現状からみて農地への復旧が困難と思われま

よって非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

続いて5番の案件について事務局に説明を求めます。

事務局

議案第72号の5番の案件は、申請者〇〇〇〇が所有する申請地竹田市直入町大字上田北字高岩〇〇〇〇番、登記地目田1筆、面積931平方メートルです。当該地は平成11年頃に補助金を受けて畜舎を建設しましたが、地目変更をしていませんでした。現況は農業用施設用地となっています。始末書が添付されています。

議長

7番首藤徳子委員に調査報告をお願いします。

7番 首藤徳子委員

5番の案件の調査報告を致します。

現地確認の結果、現状は農業用施設用地となっております。現状からみて農地への復旧が困難と思われま

よって非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

ただいま議案第72号について、担当委員による報告がありました。ご意見、ご質疑はありませんか。

11番 工藤明秀委員

5番の案件ですけど、補助金を受けて畜舎を建設したということで書かれているんですけど、補助金を出すときに市はそれを確認できなかったんですかね。どうなんですかね。

事務局

畜産振興室にも確認したんですけれども、当時の書類が見つからなかったという事で、転用許可は取っているけど登記だけしていなかったのか、それとも転用許可自体取っていなかったのか、ちょっとわからないんですけど、もう20年以上経っていますので、非農地証明で問題ないと考えます。

航空写真もどして見て、今赤で囲っていないもう一つ白のところがあると思うんですが、あそこは転用許可を取って建てています。赤のところよりも後からしています。

議長

ほかにありませんか。

(なしの声あり)

議長

無いようですので質疑を終結いたします。

議案第72号について、非農地証明書を発行することにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議ないものと認めます。

よって議案第72号非農地証明については、これを承認することに決定します。

議長

続いて議案第73号、空き家に付随した農地の指定申請についてを議題といたします。1番の案件について事務局に説明を求めます。

事務局

この案件は、申請人〇〇〇〇から、申請地竹田市大字枝字石原〇〇〇〇番、登記地目田1筆、面積2,228平方メートルを空き家バンクに登録された空き家に付随した農地としての指定を審議願うものです。空き家の所在地は、竹田市大字枝〇〇〇〇番地です。

今回指定が承認されますと、今後この農地は、この空き家を取得される方から農地取得の申請がされた場合、農地取得の下限面積要件が0.01アールに変更になります。

議長

4番、和田京子委員に調査報告をお願いします。

4番 和田京子委員

議案第73号の1番の調査報告をいたします。

今回申請のあった農地については、空き家バンクに登録された空き家に近接した農地であり、空き家に付随した農地として指定することは適当であると考えます。

議長

ただいま議案第73号について、担当委員による報告がありましたが、ご意見、ご質疑はありませんか。

8番 工藤一美委員

空き家バンクに付随した農地というのは最高何平方メートルですか。

事務局

最高とかはないんですが、農用地区域内の農地ですと、取得するのに4,000平方メートル以上経営地が無いと取得できません。ここの農地2,200平方メートルしかないんで、空き家バンクに登録した家を買おうとする人が、全く農地を持っていなかったら取得できないので、今回付随した農地に指定するものです。

3番 長野幸生委員

空き家の方は、農地が要らないという場合はどうなりますか。

事務局

その場合は農地を買わなくて、お二人の話で、この農地とセットじゃないと売らないという考えもあるでしょうし、それぞれです。

議長

ほかにないですか。

(なしの声あり)

議長

無いようですので討論を終結いたします。

議案第73号について、空き家に付随した農地を指定することにご異議ない方は、挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議なしと認めます。

よって議案第73号、空き家に付随した農地の指定申請については、これを承認することに決定します。

議長

これで本日提出いたしました議案の審議は全て終了いたしました。  
以上をもちまして、令和3年竹田市農業委員会第10回総会を閉会いたします。  
ご協力、誠にありがとうございました。

(14時45分)

令和3年10月6日

竹田市農業委員会会議規則第13条の規定により署名する。

議 長

.....

署名委員

.....

署名委員

.....